

定 款

株式会社 京 進

令和 7 年 8 月 28 日現在

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社京進と称し、英文では、KYOSHIN CO.,LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 学習塾の経営ならびにフランチャイズチェーンシステムによる学習塾の加盟店の募集および経営指導
2. 上記のため要する教室の運営、用品の販売
3. 上記のため要する教育技術の開発研究
4. 家庭訪問による学習指導に関する業務
5. 語学教室の経営ならびにフランチャイズチェーンシステムによる語学教室の加盟店の募集および経営指導
6. 保育園の経営、小規模保育事業、一時預かり事業ならびにフランチャイズチェーンシステムによる保育園の加盟店の募集および経営指導
7. 映像機器、通信機器、情報処理機器、音響機器、教育機器、コンピューターおよびこれらに関するシステム・ソフトウェアの開発、製作、販売ならびに指導教室の運営
8. 家庭用電化製品の販売
9. 進学、各種資格取得のための通信教育事業
10. 社員研修の受託業務
11. 労働者派遣事業
12. 有料職業紹介事業
13. 介護保険法に基づく次の事業
 - (1) 居宅サービス事業
 - (2) 地域密着型サービス事業
 - (3) 居宅介護支援事業
 - (4) 介護予防サービス事業
 - (5) 地域密着型介護予防サービス事業
 - (6) 介護予防支援事業
 - (7) 介護予防・日常生活支援総合事業
14. 有料老人ホーム事業およびサービス付高齢者向け住宅事業
15. 障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく次の事業
 - (1) 障がい福祉サービス事業
 - (2) 相談支援事業
 - (3) 地域生活支援事業
16. 給食事業ならびに配食サービスおよび家事の支援

17. 学童保育事業
18. 職業訓練事業
19. 健康および医療に関する機器、器具、食品、飲料の販売
20. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
21. 書籍、雑誌の出版および販売
22. 介護用品および看護用品の販売
23. 不動産の賃貸および管理
24. 上記に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、2264万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議によってあらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集時期)

第 12 条 定時株主総会は、毎決算期日の翌日から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8 名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- ④ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、担当取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 32 条 当社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 37 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(期末配当金)

第 42 条 当会社は株主総会の決議によって毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 44 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から、満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

(事業年度に関する経過措置)

1. 第 41 条（事業年度）の規定にかかわらず、2025 年 6 月 1 日から始まる第 46 期事業年度は、2026 年 2 月 28 日までの 9 ヶ月間とする。
2. 第 43 条（中間配当）の規定に関わらず、第 46 期事業年度の中間配当の基準日は、2025 年 11 月 30 日とする。
3. 本附則は、第 46 期事業年度終了後これを削除する。